

令和 6年 3月 25日 議決・専決

令和 6年 3月 26日 施行

令和 6年 3月 26日 公布

令和 年 月 日 適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町条例第18号

佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月 26日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第18号

佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐用町国民健康保険税条例（平成17年佐用町条例第103号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.57」を「100分の7.25」に改める。

第5条中「27,600円」を「29,000円」に改める。

第5条の2第1号中「19,200円」を「19,600円」に改め、同条第2号中「9,600円」を「9,800円」に改め、同条第3号中「14,400円」を「14,700円」に改める。

第6条中「100分の2.70」を「100分の2.85」に改める。

第7条の2中「9,800円」を「11,600円」に改める。

第7条の3第1号中「7,200円」を「7,600円」に改め、同条第2号中「3,600円」を「3,800円」に改め、同条第3号中「5,400円」を「5,700円」に改める。

第8条中「100分の2.50」を「100分の2.60」に改める。

第9条の2中「11,800円」を「12,800円」に改める。

第9条の3中「6,400円」を「6,800円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「19,320円」を「20,300円」に改め、同号イ（ア）中「13,440円」を「13,720円」に改め、同号イ（イ）中「6,720円」を「6,860円」に改め、同号イ（ウ）中「10,080円」を「10,290円」に改め、同号ウ中「6,860円」を「8,120円」に改め、同号エ（ア）中「5,040円」を「5,320円」に改め、同号エ（イ）中「2,520円」を「2,660円」に改め、同号エ（ウ）中「3,780円」を「3,990円」に改め、同号オ中「8,260円」を「8,960円」に改め、同号カ中「4,480円」を「4,760円」に改め、同項第2号ア中「13,800円」を「14,500円」に改め、同号イ（ア）中「9,600円」を「9,800円」に改め、同号イ（イ）中「4,800円」を「4,900円」に改め、同号イ（ウ）中「7,200円」を「7,350円」に改め、同号ウ中「4,900円」を「5,800円」に改め、同号エ（ア）中「3,600円」を「3,800円」に改め、同号エ（イ）中「1,800円」を「1,900円」に改め、同号エ（ウ）中「2,700円」を「2,850円」に改め、同号オ中「5,900円」を「6,400円」に改め、同号カ中「3,200円」を「3,400円」に改め、同項第3号ア中「5,520円」を「5,800円」に改め、同号イ（ア）中「3,840円」を「3,920円」に改め、同号イ（イ）中「1,920円」を「1,960円」に改め、同号イ（ウ）中「2,880円」を「2,940円」に改め、同号ウ中「1,960円」を「2,320円」に改め、同号エ（ア）中「1,440円」を「1,520円」に改め、同号エ（イ）中「720円」を「760円」に改め、同号エ（ウ）中「1,080円」を「1,140円」に改め、同号オ中「2,360円」を「2,560円」に改め、同号カ中「1,280円」を「1,360円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐用町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険税について適用し、令和5年度以前の保険税については、なお従前の例による。